



弁護士に学ぶ!

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山 倫行

第82回 契約実務（違約金）

Question

契約相手の契約違反を防いだり、契約違反があった場合に損害賠償請求をしやすくしたりするために、契約書に「違約金」の条項を定めるのが有益だと聞きました。契約書に違約金の条項を設定する際の留意点を教えてください。

Answer

違約金は、契約当事者の一方に契約違反があった場合に、違反した当事者が、他の当事者に対して支払うべき金銭のことです。契約書に予め違約金の条項を定めておくことで、契約当事者の契約違反を防いだり、仮に契約違反があった場合に損害賠償請求をしやすくしたりできます。契約書に違約金の条項を規定する場合、内容によっては契約自体が無効になったり、違約金の金額以上の損害が生じた場合に賠償請求ができなくなったりする場合もあるので、注意が必要です。注意点をまとめましたので、本稿の内容を参考にして検討してください。

1. 注意点①（違約金の性質を明示すること）

違約金の性質には、「損害賠償の予定」と「違約罰」の2種類があります。この違いを正しく理解することが、違約金条項を確認する際の出発点です。以下の内容をご確認ください。

ア 損害賠償の予定を規定する場合

まず、損害賠償の予定としての違約金は、例えば、契約書に「甲又は乙は、★★★★した場合には、相手方に対して、違約金100万円を直ちに支払う。」と定めておくことで、契約当事者の一方に契約違反があった場合に、相手方は、発生した損害の内容や額を立証することなく、違約金100万円を請求することができるようにする仕組みです（民法420条1項）。注意しなければならないのは、仮に実際に発生した損害が「違約金100万円」を超えたとしても、「違約金100万円」以上の請求ができなくなる点です。

イ 違約に対する制裁（違約罰）を規定する場合

これに対して、違約罰としての違約金は、仮に契約違反が発生した場合に備えて、違反当事者に課せられるペナルティ（制裁）を設定しておくものです。この場合には、違約金とは別に、実際に発生した損害の内容や額を立証することで、違反当事者に対して「違約金100万円」以上の損害賠償を請求することができます。

ここで注意点があります。民法420条3項が「違約金は、賠償額の予定と推定する。」と規定しているため、違約罰としての違約金を設定するためには、契約書で予め違約罰であることを明示しておく必要があります。具体的には、契約書に「甲又は乙は、★★★★した場合には、相手方に対して、損害賠償のほかに違約金100万円を直ちに支払う。」とか、「甲又は乙は、★★★★した場合には、相手方に対して、違約金として100万円を直ちに支払う。ただし、相手方に違約金を超える損害が生じた場合には、別途損害を賠償しなければならない。」などの表現で、違約罰であることを明示します。

2. 注意点②（発生条件を明確にすること）

契約書上、違約金が発生する条件を明確に定めておく必要があります。違約金の発生条件が不明確だと、実際に契約違反が生じた場合に、違約金が支払われるべき状況かどうかの判断がつかない場合があります。

3. 注意点③（違約金の額又は算定方法を明示すること）

違約金の額については、「金100万円」「金1000万円」などと具体的な金額を定める場合もあれば、「代金の10%」とか「代金の20%」などと料率で定める場合もあります。「遅延については1日あたり★★円」などと計算方法を定める方法もありますし、様々な内容で設定できます。決まったルールはありませんが、解釈によって争いが生じないようにしてください。例えば「利益の★★%」という内容だと、「利益」が「粗利」を指すのか、「営業利益」や「経常利益」を指すのか、複数の解釈が成り立ち争いの生じる余地が残ります。契約解釈を巡ってお互いの考えが対立すると、トラブルに発展して長期化する傾向があるので、一義的に明確な記載を心掛けてください。

4. 注意点④（法令違反にならないように留意すること）

さらに、違約金については、以下の制約もありますので、併せて確認してください。

ア 民法

例えば、数万円のサービス提供契約に違反した場合に、数千万円の違約金を設定するような場合など、不当に高額過ぎる違約金を定めると、公序良俗違反によって違約金の規定が無効になるおそれがあります（民法90条）。

イ 労働基準法

労働基準法16条は「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。」と規定していますので、労働契約には違約金を設定できません。

ウ 宅地建物取引業法

宅地建物取引業者が、自ら売主となる宅地建物の売買契約において、当事者の債務不履行を理由とする契約の解除に伴う違約金を定めるときは、売買代金額の20%以内にしなければならず（宅地建物取引業法38条1項）、この上限を超える違約金の定めは、上限を超える部分が無効になります（同条2項）。

エ 消費者契約法

消費者と事業者との間で締結される契約においては、解除に伴って消費者が支払う損害賠償額の予定と違約金をあわせた合計が、解除の事由等に応じて当該事業者が生ずる平均的な損害額を超える場合には、その超える部分が無効になります（消費者契約法9条1号）。また、消費者契約の解除に伴い、事業者が消費者に対して違約金の支払いを請求する場合、消費者から説明を求められたときは、事業者は違約金の算定根拠の概要を説明するよう努めなければなりません（同条2項）。

オ 利息制限法

金銭消費貸借上の債務不履行による違約金は、元本の額が10万円未満の場合には年29.2%、元本の額が10万円以上100万円未満の場合には年26.28%、元本の額が100万円以上の場合には年21.9%といった上限があり（営業的金銭消費貸借の場合には年20%）、上限を超える部分が無効になります（利息制限法4条及び同法7条）。

《著者略歴》

札幌市出身。札幌南高校、慶應義塾大学卒業。同大学大学院在学中に司法試験に合格し、2002年から国内大手渉外事務所のTMI総合法律事務所にて勤務。同事務所で企業法務、事業再生、M&A、知的財産関連業務等に従事した後、2007年にアンビシャス総合法律事務所を設立し、現在に至る。著書に「創業者・経営者のための30分で分かる出口戦略・事業承継・MBO・IPO・M&Aの備え方」（プレジデント社）「成功する！M&Aのゴールデンルール」（民事法研究会）「弁護士に学ぶ！契約書作成のゴールデンルール」（民事法研究会）ほか多数。